

Ⅵ ハラスメントのセルフチェック

コンプライアンスに関わる課題ごとにチェックし、採点してみましょう。

(1) セクシュアルハラスメント

得点

□ 1-1. 異性の教職員に対して、体型や服装などを、批判したり、過度に賞賛することによって、相手に嫌な思いをさせたことはありませんか？

- ① 3問とも「はい、ありません」 10
- ② 2問が「はい」、1問が「いいえ」 6
- ③ 1問が「はい」、2問が「いいえ」 3
- ④ 3問とも「いいえ、あります」 0

□ 1-2. 教職員間で、特定の教職員の容姿や恋愛関係などのうわさ話をし、当該の教職員を居づらく嫌な気持ちにさせたことはありませんか？

セクハラは男性から女性だけでなく、女性から男性、同性同士でも許されません。

◇男女雇用機会均等法第11条

事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。

□ 1-3. 異性の教職員に対して、ダンスやデュエットを強要したり、嫌がっているにもかかわらず食事やカラオケ等にしつこく誘ったことはありませんか？

(2) パワーハラスメント

得点

□ 2-1. 地位の差や、技能の差に乗じて、同じ職場の教職員に対し、乱暴な言葉遣いや気分を害するようなイヤミを言ったり、馬鹿にするような態度を取ったことはありませんか？

- ① 3問とも「はい、ありません」 10
- ② 2問が「はい」、1問が「いいえ」 6
- ③ 1問が「はい」、2問が「いいえ」 3
- ④ 3問とも「いいえ、あります」 0

□ 2-2. 特定の教職員に対して、無視する態度を取ったり、多くの人の前で大きな声で批判したり、過重な業務を与えた、あるいは過小な業務しか与えなかったことはありませんか？

パワハラは上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

◇職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告(H24.1.30)

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

□ 2-3. 相手の言い分に耳を傾けず、尋問口調で問いつめたり、報告や提案に対してその不備な部分だけをあげつらうなどして、相手の人格を傷つけたことはありませんか？

